

## 2 争点及び当事者の主張

### (1) 争点1 (本件書込①～④による原告の名誉毀損の成否)

#### (原告の主張)

本件書込①～④は、いずれも一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、本件各処分場の遮水シートが破損し（破損していないとしても）、本件各処分場内の保有水が漏洩しているという事実を摘示するものである。原告は、本件各処分場の管理者として法令上も本件各処分場からの保有水漏洩防止の義務を負っており、本件書込①～④は、一般の読者がそれに接した場合、原告が本件各処分場の管理者として課せられた責務を果たしておらず、管理者としての能力や資質を欠く者であるとの印象を持つから、原告の社会的評価を低下させるものである。

#### (被告の主張)

争う。本件書込①～④は第2処分場内の検査井戸等の水質検査の結果を踏まえて、保有水漏洩の可能性が濃厚であると、可能性を強調した意見・論評であり、第2処分場から保有水が漏洩していることが確定している旨の事実を摘示したものではない。また、本件書込①～④は、それによって、原告の社会的評価を低下させるものではない。

### (2) 争点2 (真実性の抗弁又は相当性の抗弁)

#### (被告の主張)

ア 本件書込①～④は、焼却灰等を埋設した最終処分場の安全性に関わる事項であり、広く公共の利害に関する事実であるとともに、もっぱら公益を図る目的で行われたものである。

イ 本件書込①～④は、長野県が行った第2処分場の検水井等の水質検査の測定結果によれば、塩化物イオンの濃度が高く、かつ臭素イオン濃度もかなり高いこと、しかも、臭素イオンと塩化物イオンの比率が浸出水において1 : 162.5であるのに対し、地下排水及び検水井

戸においても1：147～200の範囲に分布し、その比率が極めて類似していることの各事実やこれまでの本件各処分場内の水質検査の結果等を前提として、第2処分場からの保有水漏洩の可能性が極めて高い旨の評価と意見を表明しているものである。したがって、本件書込①～④については、真実性又は真実相当性がある。また、漏洩確定が事実の摘示であるとしても、これまで行われた第2処分場の水質検査の結果を踏まえると、第2処分場の保有水が漏洩していることは真実であり、漏洩が真実であると被告が信ずるについて相当な根拠を有するものである。

(原告の主張)

被告が主張する検査データについては認めるが、真実性又は真実相当性があることにつき争う。

本件書込①～④は、具体的データを示して「漏洩確定」と表現しており、意見表明ではなく、第2処分場からの保有水「漏洩」の事実を摘示するものである。したがって、真実性又は真実相当性の対象は、第2処分場からの漏洩が確定している事実、又は、本件書込①～④が掲載されたときまでの事情を元に、漏洩が確定していると被告が信ずるについての相当の理由があることである。しかしながら、検査主体の長野県でさえ、検査データからは漏洩か否かは確定できる知見がないとの見解を示しており、漏洩が確定している事実はなく、長野県の検査データのみからは、本件書込①～④の書込時に漏洩確定と信ずるについて相当の理由もない。

(3) 争点3 (本件書込①～④の削除の適否)

(原告の主張)

本件書込①～④は、現在も本件ツイッター、本件ブログ及び本件ツイッター上に掲載されており、原告の名誉権を侵害し続けている。そして、

本件書込①～④を被告が削除するのは極めて容易である。

(被告の主張)

争う。

(4) 争点4 (原告の損害)

(原告の主張)

本件書込①～④により原告は名誉及び信用が毀損されたものであり、その損害額は1000万円が相当である。また、原告は弁護士を委任し本件訴えを提起したものであり、弁護士費用40万円も本件名誉毀損と因果関係のある損害である。

(被告の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前提事実に証拠(乙51, 被告本人尋問の結果及び認定事実末尾掲記の証拠。ただし、書証については特記がない場合には枝番を含み、いずれの証拠も以下の認定に反する部分は除く。)及び弁論の全趣旨を総合すると以下の事実が認められる。

##### (1) 本件ツイッター等開設の経緯等

本件連絡会は、元々、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所からの放射性物質の放出の事故に伴い、長野県佐久市(以下「佐久市」という。)周辺の産業廃棄物処分場への焼却灰の受け入れを危ぐした被告ら周辺住民が中心となって活動を開始した。本件連絡会は、同年11月18日に、名称を現在の名称に変更し、平成24年1月1日施行の規約において、事務所を佐久市に置くこと、活動目的を、前記事故に由来する放射能汚染問題を考え、次世代を担う子どもたちと佐久地域住民の被ばくを、最小限度に抑える事とすることを定め、